

# 三重県中小企業・小規模企業振興条例

Vol.1

三重県

平成26年4月1日施行

# 「三重県中小企業・小規模企業

～中小企業・小規模企業は、地域経済の

## なぜ、条例が必要なの？

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、雇用の86.3%を占め、地域の雇用や経済、社会を支えている重要な存在です。

### 【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業、その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

### 【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	従業員20人以下
商業(卸売業、小売業(飲食店含む)・サービス業	従業員5人以下

資料 平成23年版中小企業白書(総務省「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工)

昨今、国際的な競争の激化など世界経済の構造変化への対応や、少子高齢化、地域の過疎化など新たな社会的な課題の解決への対応が求められています。

今まさに、県内の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化をチャンスとして捉えて、時代の変化に対応していくことが必要となっています。

県では、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、必要な支援を迅速かつ的確に実施していきます。

## 中小企業・小規模企業振興の基本理念

全国初！  
中小企業に小規模企業を併記

中小企業・小規模企業の  
主体的な努力を促進すること

中小企業・小規模企業が、地域  
社会の維持・形成に寄与してい  
る役割の重要性に鑑みること

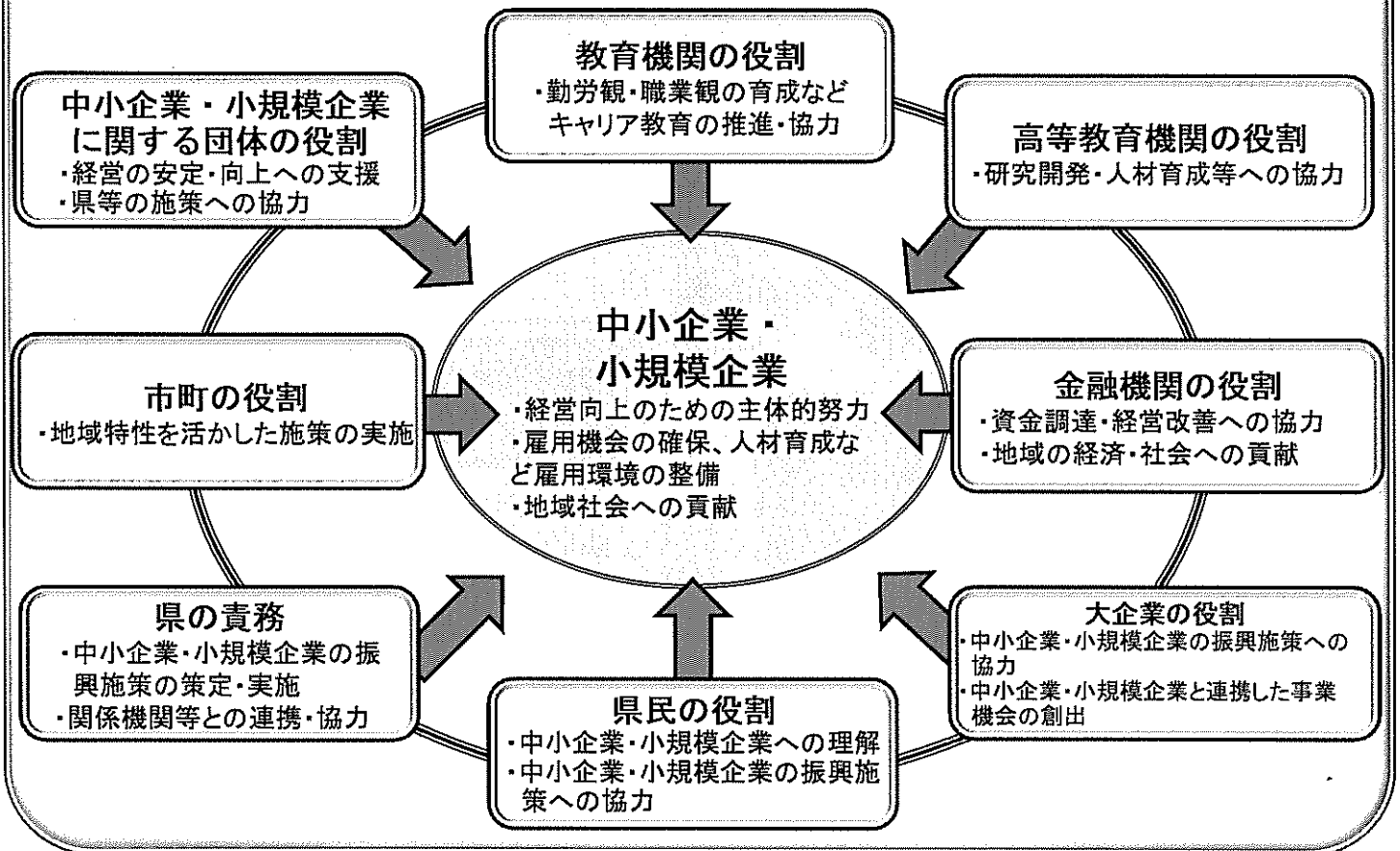
小規模企業に対して  
きめ細かく支援すること

関係機関と連携・協力すること

# 振興条例」を制定しました！！

基盤であり、成長発展を支える原動力～

## 関係機関が連携し、中小企業・小規模企業をサポート



## 皆さんの役割は？

### ●中小企業・小規模企業の皆さんは

- ・ 経済や社会の環境変化に対応し、主体的に経営の向上を図るよう努めます。
- ・ 雇用環境の整備、事業活動を通じた地域社会の持続的な形成や維持に寄与するよう努めます。

### ●中小企業・小規模企業に関する団体の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の経営の安定や向上の支援に積極的に取り組みます。
- ・ 県等が実施する施策に協力するよう努めます。

### ●教育機関・高等教育機関の皆さんは

- ・ 勤労や職業に対する意識の啓発や研究開発、人材育成などに協力するよう努めます。

### ●金融機関の皆さんは

- ・ 円滑な資金の調達や経営の支援などの協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済や社会への貢献につなげていくよう努めます。

### ●大企業の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の役割を理解し、事業機会の創出などの協力を行うよう努めます。

### ●県民の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の役割を理解し、県等が実施する施策に協力するよう努めます。

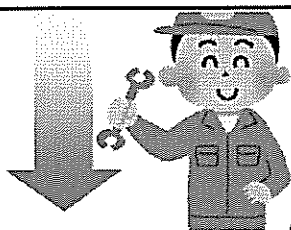


# ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興

## 第13条

県は、ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

### 主な支援制度




#### ものづくりの「研究」「技術開発」「試作開発」に係る経費を助成 (メイド・イン・三重ものづくり補助金)

補助対象額：1,000万円（上限）

補助率：1 / 2

##### 【具体例】

- ・新規分野参入のための新製品開発
- ・高精度な加工技術の開発  
(公募時期) 4月～5月

 ものづくり推進課  
059 - 224-2749


#### 中小企業・小規模企業の 企業連携体の活動を支援 (中小企業連携体高度化支援事業)

補助対象額：200万円（上限）

補助率：1 / 2

##### 【具体例】

- ・企業連携体としての展示会出展
- ・試作品等の製作  
(公募時期) 5月～6月

 ものづくり推進課  
059 - 224-2749


#### 中小企業・小規模企業の 新たな投資を補助 (中小企業高付加価値化投資促進補助金)

採択要件：5,000万円以上の  
設備投資

補助率：1 / 10以内

##### 【具体例】

- ・成長分野（再生可能エネルギー分野、ヘルスケア産業等）における製品出荷のための設備導入  
(公募時期) 4月～6月

 企業誘致推進課  
059 - 224-2819

#### ものづくり中小企業・小規模企業の 課題解決を支援 (中小企業の課題解決支援事業)

①三重県工業研究所との共同研究  
の実施


県内企業の負担：費用の1 / 2

##### 【具体例】

- ・新製品開発・新技術開発のための課題解決に向けた研究  
(公募時期) 4月～10月

②中小企業・小規模企業の技術者  
育成

- ・基盤技術研修講座、先進技術セミナー、機器取扱講習会の開催

 ものづくり推進課  
059 - 224-2749

# サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化

## 第14条

- 1 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 主な支援制度



### サービス産業の高付加価値化 に向けた取組支援

(サービス産業の高付加価値化推進事業)

サービス産業の高付加価値化・生産性向上を実現するための中核的な人材を育成する連続講座を開催。



サービス産業振興課  
059 - 224-2227

### 商店街の活性化に向けた 取組への補助

(商店街の販売力向上事業費補助金)

- ・販売力向上をめざす商店街の取組に助成

補助額：100万円（上限）

補助率：1/2以内

(地域ぐるみ商店街活性化事業費補助金)

- ・自治会等地域ぐるみで行う商店街活性化に向けた取組への助成

補助額：50万円（上限）

補助率：1/2以内

(公募時期) 4月～9月



サービス産業振興課  
059 - 224-2227

### 伝統産業・地場産業の 新たな市場開拓を支援

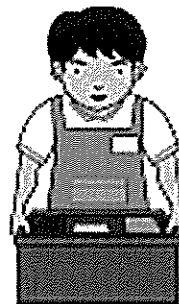
(伝産・地場産新たな魅力創出事業費補助金)

- ・現代のライフスタイルに合わせた商品開発・販路開拓への助成  
補助対象額：100万円（上限）  
補助率：1/2
- ・加えて、新商品開発のためのデザイナー・クリエイターとのマッチングを支援

(公募時期) 4月～



地域資源活用課  
059 - 224-2336





# 小規模企業に対する支援

小規模企業に対する具体的な支援の条項は三重県の条例のみ！

## 第15条

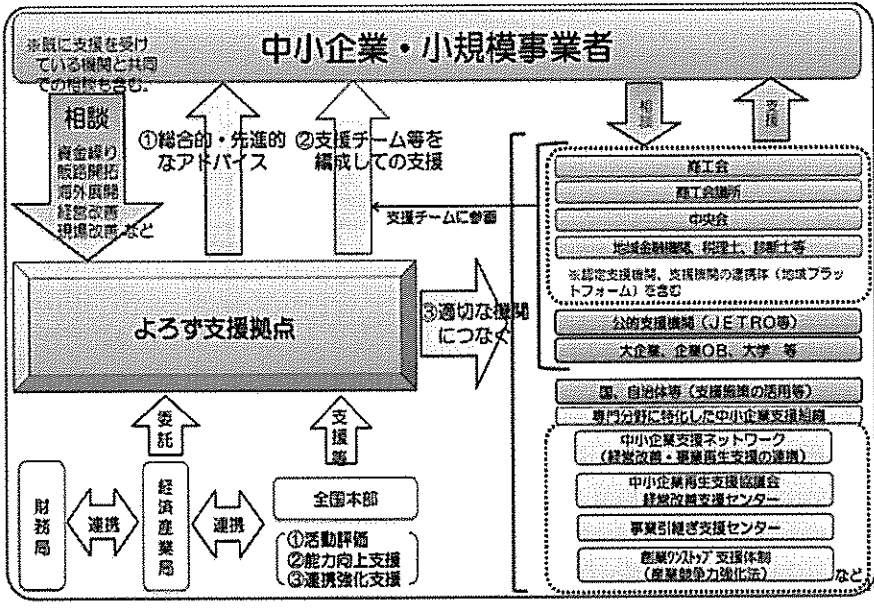
- 1 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 主な支援制度

### よろず相談体制の構築 (小規模企業者等よろず支援拠点)

- 【具体的機能】
- ・ 総合的・先進的経営アドバイス
  - ・ 事業者の課題に応じた適切な「チームの編成を通じた支援」
  - ・ 的確な支援機関等の紹介

☎ サービス産業振興課  
059-224-2447



### 小規模事業者等の連携による 新たなサービス創出への補助 (小規模事業者支援連携プロジェクト推進事業)

- ・ 商工団体のサポートを受け、小規模事業者等が連携して行う商品開発等の取組に係る経費を助成  
補助対象額：100万円（上限）  
補助率：1/2以内

#### 【具体例】

- ・ 地域の水産業者、水産加工業者の連携による水産物を活用した商品開発  
(公募時期) 4月～

☎ サービス産業振興課  
059-224-2534

### 商工団体と連携した 小規模事業者支援 (地域特性活用促進事業)

- ・ 商工団体が地域特性を生かして行う販路開拓、創業・第二創業促進等の取組を支援  
補助対象額：100万円（上限）  
補助率：1/2以内

#### 【具体例】

- ・ 商工団体が実施する地域特性を踏まえた創業塾  
(公募時期) 5月～6月

☎ サービス産業振興課  
059-224-2534

## 三重県版経営向上計画の認定等(第16条)

中小企業・小規模企業の挑戦を後押しするだけでなく、中小企業・小規模企業のやる気を引き出すために、県独自の経営の向上に係る計画の認定制度を創設しました！！



県独自の経営革新制度は三重県と鳥取県のみ！



### 三重県版経営向上計画について

### ステップ3

本格的に実行する！

売上を伸ばして、従業員の給料を上げたい・・・

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい・・・

### ステップ2

実施計画を立てる！

### ステップ1

課題を把握・整理する！

#### ■計画づくりをサポート

地域インストラクターと経営指導員が、事業者と対話しながら、計画作成を後押しする。

#### ■実施計画の実行をサポート

・専門家派遣  
(サービス産業等の現場改善支援、3回まで無料)

#### ■計画の本格的実行をサポート

・経営向上計画のための別枠の県単融資制度の適用

・地域コミュニティ応援ファンドによる助成(経営向上計画枠の創設)

地域インストラクターと商工団体の経営指導員が二人三脚で、計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップを行う。



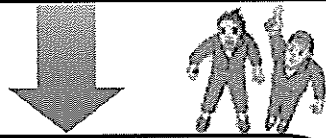
サービス産業振興課 059-224-2227

# 人材の育成及び確保

## 第17条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。


### 主な支援制度



#### 次世代経営者を対象にした 人材育成

(経営人材育成ネットワーク事業)

- ・定期的な「ビジネス研究会」を開催し、業種や系列の枠をこえた経営者間のネットワークづくりを支援
- ・世界に通用する一流の講師陣による講義とディスカッションを主体とした「戦略経営塾(仮称)」を開講

 サービス産業振興課  
059-224-2227

#### 県内自動車関連産業を対象にした 人材の確保と技術の高度化を支援


(戦略産業雇用創造プロジェクト事業)

##### 【人材確保】

- 若年者の長期インターンシップや退職者人材等の企業マッチングを実施

##### 【技術の高度化】

- 企業が連携して行う加工・評価テストへの支援トヤ、専門家による技術講座を開催

 三重県産業支援センター  
059-273-6256

#### 女性の雇用支援

(子育て女性の再就職支援事業)

##### 【就労意欲を持つ女性を対象にした支援】


- 定期的なキャリアカウンセリングの実施

- 女性向けセミナーの開催

##### 【企業を対象とした支援】

- 子育て期の女性を新戦力として位置付ける場として企業向けセミナーの開催



 雇用対策課  
059-224-2461

#### 障がい者の雇用支援


(障がい者雇用支援事業)

障がい者のステップアップと、障がい者を雇用する側のステップアップを支援

- 県民と障がい者が交流できるプログラムづくり

- 障がい者の実習、訓練、カリキュラムづくり

- 障がい者雇用が進んでいない業種等を対象にした研究会やセミナーの開催

 雇用対策課  
059-224-2461

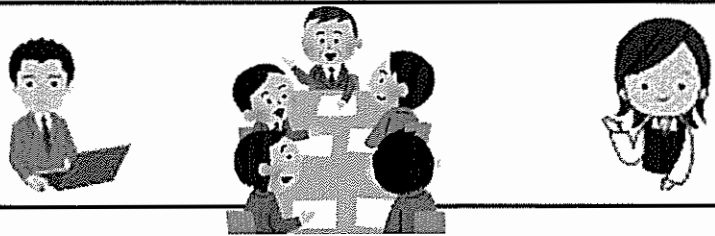


# 資金供給の円滑化

## 第18条

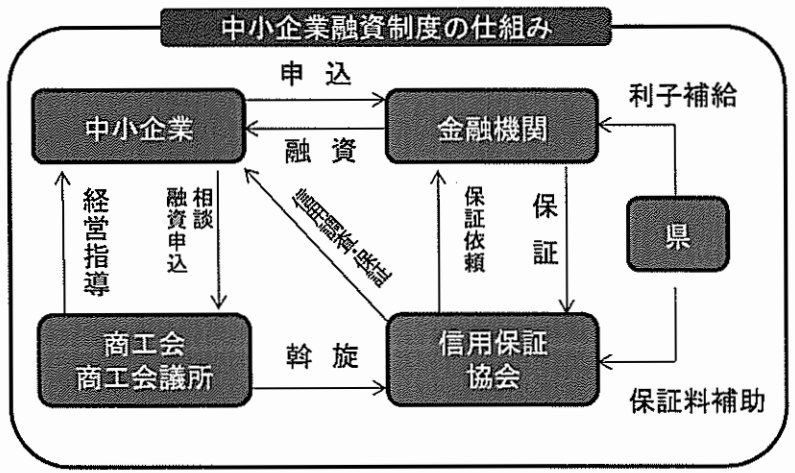
県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実、その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 主な支援制度



### (中小企業金融対策事業)

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。



### 主な中小企業融資制度

店舗を改装したい!!

#### 【小規模事業資金】



資金使途	設備(運転)資金	融資利率(固定)	1.75%	担保・保証人
融資限度額	1,500万円	保証料率	0.45%~1.50%	担保は、保証協会又は扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要
協会利用	有	期間(以内)	設備7年、運転5年	

新規に開業したい!!

#### 【創業・再挑戦アシスト資金】



資金使途	設備(運転)資金	融資利率(固定)	1.55%又は1.50%	担保・保証人
融資限度額	1,000万円	保証料率	0.60%	担保不要。 法人代表者を除き保証人不要。
協会利用	有	期間(以内)	10年	

自社の経営の向上を図りたい!!

#### 【みえ経営向上計画支援資金】



資金使途	設備(運転)資金	融資利率(固定)	1.55%	担保・保証人
融資限度額	1,500万円	保証料率	0.45%~1.50%	担保は、保証協会又は扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要
協会利用	有	期間(以内)	10年	

# 創業及び第二創業の促進／事業承継への支援

## 第19条

県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第20条

県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

## 主な支援制度

### 商工団体と連携した 小規模事業者支援 (地域特性活用促進事業)

- ・商工団体が地域特性を生かして行う販路開拓、創業・第二創業促進等の取組を支援  
補助対象額：100万円（上限）  
補助率：1/2以内  
【具体例】
- ・商工団体が実施する地域特性を踏まえた創業塾  
(公募時期) 5月～6月



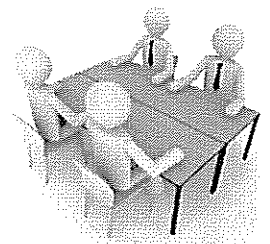
### 創業活動への融資 (創業・再挑戦アシスト資金)

新たな県内雇用の場を創出のための創業活動を支援

- ・融資限度額：1,000万円
- ・融資利率：年率1.50%（県補助0.5%）
- ・保証料率：年率0.60%（県補助0.3%）

### 事業承継の相談窓口を設置 (事業引継支援センターの設置)

後継者難に陥っている小規模企業等の事業承継に係る相談窓口を新たに設置し、きめ細かい事業承継支援体制を構築予定



# 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進

## 第21条

1 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 主な支援制度

### 販路開拓等の海外展開を支援 (県内中小企業海外展開促進事業)

中国及びアセアン地域における中小・小規模企業の海外展開を支援。

#### 【具体例】

個別相談、現地での商談機会の提供  
現地ニーズの把握、共同販路開拓 等

#### ★三重県中国ビジネスサポートデスク

059-225-8008 (委託先: 株式会社百五銀行)

#### ★三重県アセアンビジネスサポートデスク

059-993-0323 (委託先: 野村証券株式会社)



雇用経済総務課  
059-224-2499

### 製造業における川下企業 との商談機会を提供 (国内販路開拓支援事業)

川下企業の製造拠点や研究開発拠点に対する「出前商談会」を開催  
商談会の開催時期、出展希望等については、下記ものづくり推進課まで



ものづくり推進課  
059-224-2393

### 首都圏、関西圏に向けた 商品開発・販路開拓支援 (魅力ある商品づくり促進事業)

三重テラスを活用したテストマーケティングの場をご用意。(関西圏においては百貨店等のイベントをご案内)

加えて、専門家によるフォローアップ等を実施し、首都圏・関西圏で売れる商品づくり、販路の拡大を支援



地域資源活用課  
059-224-2336

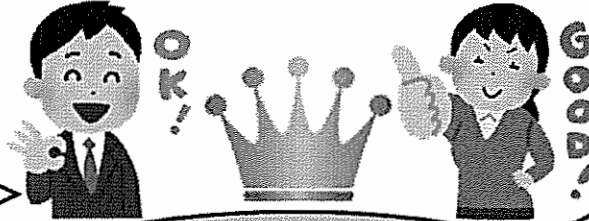


## キラリと光る中小企業・小規模企業を顕彰します！！

### 第22条

- 1 県は、中小企業・小規模企業が有する、魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

新商品開発・経営の改善等により優れた功績をあげている中小企業・小規模企業



地域の活性化に優れた功績をあげている中小企業・小規模企業

### 「みえ産業企業選」

県内産業を支え、そしてこれからも支え続ける県内中小企業・小規模企業を顕彰することで、企業の魅力を情報発信。



ものづくり推進課  
059-224-2749

## 地域の幅広いご意見・ご提言を施策に反映するため 「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を設置します！！

### 第23条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

### 地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を検討

「みえ中小企業振興推進協議会」を地域ごと（5地域）に設置。

関係者が一堂に会し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興に関するテーマや、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握、解決策等を検討。



※5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）



サービス産業振興課  
059-224-2534